

参加を改めて考える

～当事者の声に立った生活困窮者支援～

大西 連 Ohnishi Ren

認定NPO法人自立生活サポートセンター・もやい 理事長

<http://www.npomoyai.or.jp/> mail : ohnishiren@npomoyai.or.jp

Twitter : [@ohnishiren](https://twitter.com/ohnishiren) Facebook : [ohnishiren](https://www.facebook.com/ohnishiren)

自己紹介：大西連（もやい理事長）

認定NPO法人
自立生活サポートセンター・もやい

日本の貧困・格差の問題に取り組む

- ・生活困窮者への相談支援
- ・ホームレス状態の人のアパート入居の際の連帯保証人引受
- ・居場所作りやコミュニティ作り
- ・生活保護や社会保障制度の提言等

政府のSDGs推進円卓会議構成員



「人口減少の下でも、我が国の安定的な成長を実現していくためには、働き手の確保が必要であり、個々人がその持てる能力を最大限に発揮できる「全員参加の社会」の実現を加速させる」

平成28年度厚労省概算請求の一億総活躍社会
(困窮者対策、女性活用、子どもの貧困の導入文)

「本人の権利」 「社会の利益」

2010年代の政策の変化

2009年～ 年越し派遣村後の緊急対策

緊急雇用対策として「第二のセーフティネット」のスタート
相対的貧困率の公表と湯浅誠の参与への登用

2010年頃～ 「社会的包摂」関連モデル事業

イギリスブレア政権の施策をモデルに「社会的包摂推進室」設置
「PS」「絆再生」「よりそいホットライン」の各事業の展開

2012年頃～ 社会保障制度改革推進法

一体改革に生活困窮者支援の体系化が盛り込まれる（附則2条）
生活保護法改正、支援法、子どもの貧困対策の方針固まる

2013年頃～ いわゆる3法案による体系化

生活保護法改正、支援法制定、子どもの貧困対策法成立
自助・共助・公助の流れのなかの支援体系化

2013年8月からの生活保護の削減

現在、平均**6%**（1000億円）の最低生活基準の**引き下げ**が行われている。

生活扶助基準引き下げの具体例（都市部の場合）

	引き下げ前	2013年8月～	2015年度～	最終削減額
夫婦と子1人	17.2万	16.7万	15.6万	1.6万
夫婦と子2人	22.2万	21.6万	20.2万	2.0万
70代以上夫婦	11.4万	11.2万	10.9万	0.6万
70代以上単身	7.7万	7.6万	7.4万	0.3万
60代単身	8.1万	8.0万	7.9万	0.2万
41～59歳単身	8.3万	8.2万	7.9万	0.4万
20～40歳単身	8.5万	8.3万	7.8万	0.7万
母と子1人	15.0万	14.7万	14.1万	0.8万

2018年10月からの生活保護の削減

生活扶助

- ・一般低所得世帯の消費水準と均衡
- ・減額幅は現行基準から5%以内にとどめる
- ・見直しは段階的に実施（2018年10月から）

⇒**180億円の減額**

有子世帯（児童養育加算、母子加算）

- ・児童養育加算を3歳未満1.5万円を1万円に。中学生までだった対象を高校生に拡大

⇒**40億円の増額**

- ・母子加算を平均2.1万円から1.7万円へ減額

⇒**20億円の減額**

- ・教育扶助・高等学校等就学費を一部拡大

改正生活保護法（2018年6月1日成立）

- 進学準備給付金の創設
→子どもの貧困対策
- 後発医薬品の原則義務化、健康管理支援事業の創設
→医療費抑制（cf.経済財政諮問会議でのKPI設定）
- 63条返還債務の非免責債権化
→財政的な観点、自治体的な観点
- 日常生活住居施設の創設
→事業者や支援管理的な視点

⇒当事者のための改正では決していない内容
（子どもの貧困対策は「経済政策」の意味合いが強い）

「政策の拡充」と「財政的な圧縮」
「権利」より「経済の牽引機能」

運動と支援の変遷（担い手の人たちの変化）

- ・ 制度がない時代（年越し派遣村以前・ホームレス自立支援法以前）
当事者、ボランティア支援者、労働組合・法律家のボランティア
⇒自分たちで資金を集めるか、市民がボランティアで参画
⇒**制度を「作ってくれ」という運動**
- ・ 制度化されて以降
制度化によって補助金や行政委託で支援をになう「支援者」が登場
⇒「運動」というより「支援」に移行していく
⇒**制度や予算を「拡充してくれ」という運動。**

制度化にあたり、

- ・ 制度の担い手として中から改善していく
- ・ 制度の外にいて問題を可視化し支援のモデルを考えていく

に分かれていく。

前者は利益誘導に近くなり、後者は資金的独立や持続性に課題をもつ



運動体や支援団体をどう運営するか

- ・ 事業収益
- ・ 寄付
- ・ 助成金（公的・民間）
- ・ 事業委託

⇒寄付で運営することが難しいこともあり、
結果的に提言内容が「**利益誘導**」に近くなる

社会福祉住居施設及び生活保護受給者の
日常生活支援の在り方に関する検討会

委員13名（学者5名、自治体関係者2名、
民間施設運営者6名）

生活保護費14万のうち7万円が人件費と管理費

収入内訳		支出内訳	
生活扶助費 (自己負担分) 70,000	共同居住 利用料総額 139,800	事務管理費9.5% 13,356	給食センター外注 収益9% 3,626
		生活費③(消耗品・リース代等)2.9% 4,155	
住宅扶助費 69,800		生活費②(二類) 水光熱費7% 10,091	家賃・人件費24% 7,704
		生活費①(一類) 給食費23% 32,100	食材購入費67% 20,770
		清掃・配膳費4% 5,000	人件費
		事業費(人件費)32% 44,700 常勤: 19,600 非常勤: 25,100 24時間1名体制(18:1)	
		賃借料(マスターリース)21% 30,398 賃料: 27,777 更新料: 2,170 保険料: 451	

社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関する検討会資料より

事業者のための「日常生活支援」

北九州「抱撲」の支援

抱撲の居住支援のABC



北九州「抱撲」の支援

オリコフォレントインシュア(債務保証会社)と抱撲による生活支援付連帯保証

目的

住宅確保要配慮者(生活困窮者)の居住喪失を防ぐため
抱撲とOFIが連携し、生活保障と家賃保証の新しい枠組みをつくる

対象

大家が入居拒否する人 家賃債務保証会社の審査が通らない層

支援内容

■入居支援・保証人提供(OFI)

⇒OFIによる家賃等代行収納・・・OFIによる大家への家賃払い込み

※家賃事故の早期発見可能

⇒OFIによる家賃滞納保障や原状回復保障など

⇒OFIによる契約者の生活危機早期発見・・・抱撲への情報提供

⇒OFIによる月二回のオートコールにて安否確認・・・抱撲へ情報提供

■見守りと生活支援(抱撲)

⇒抱撲による契約者の相談受付およびOFIからの情報による対応

■費用 OFI・・・初回1カ月分 毎月収納する金額の1%の保証料
抱撲・・・・・・・毎月2000円 の生活支援費

誰のための「支援」「見守り」？

生存権

憲法25条

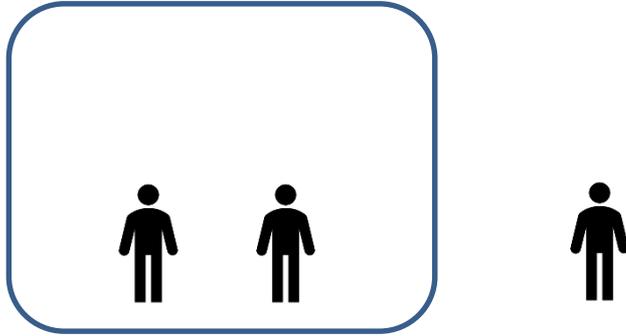
日本国憲法25条にて「生存権」が規定されている

- 1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び、公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

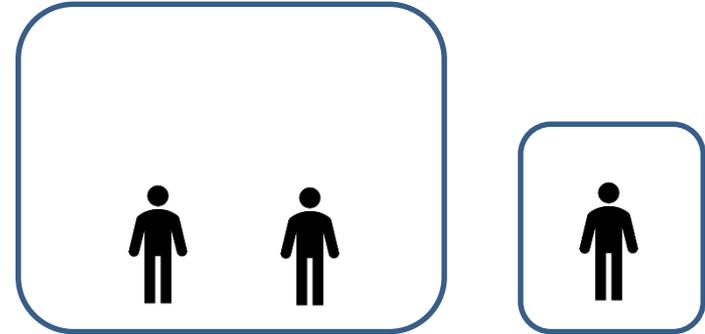
※生存権は当初、GHQ草案には記載されていなかったものの、民間の立場から提出された「憲法草案要綱」で記載された。

いまは「支援」というより「管理」

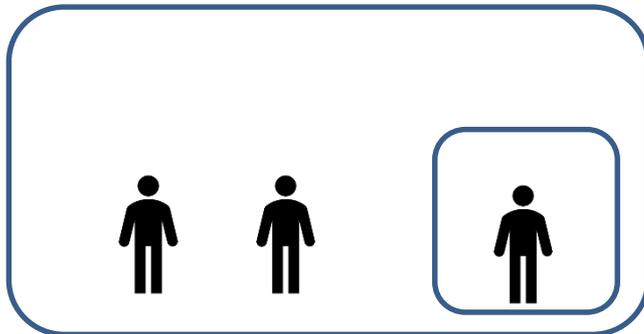
排除 Exclusion



隔離 (分離) Separation



統合 Integration



包摂 Inclusion



不動産仲介事業をはじめて見えてきた課題

40代の女性 実家から出て生活保護を利用しアパート生活を送りたい

- ・精神障害2級（人と会うのは苦手、たまにパニックを起こす、家族と離れたい）
- ・収入はなし（障害年金なし、転居後に生保申請予定）、預貯金を初期費用に充てたい

〈物件のリストアップ〉 108件 （内見 12件⇒申込5件）

生保NG 54件（4件） 精神障害NG 11件（4件）
大家NG 2件 業者NG 4件 定借 2件
保証会社否認 2件 保証会社必須 8件
先申込 4件 先物 7件 本人NG 8件（6件）
内見可 4件 空き予定 2件

民間の「**入居差別**」の問題、「**公的住宅不足**」という政策上の問題

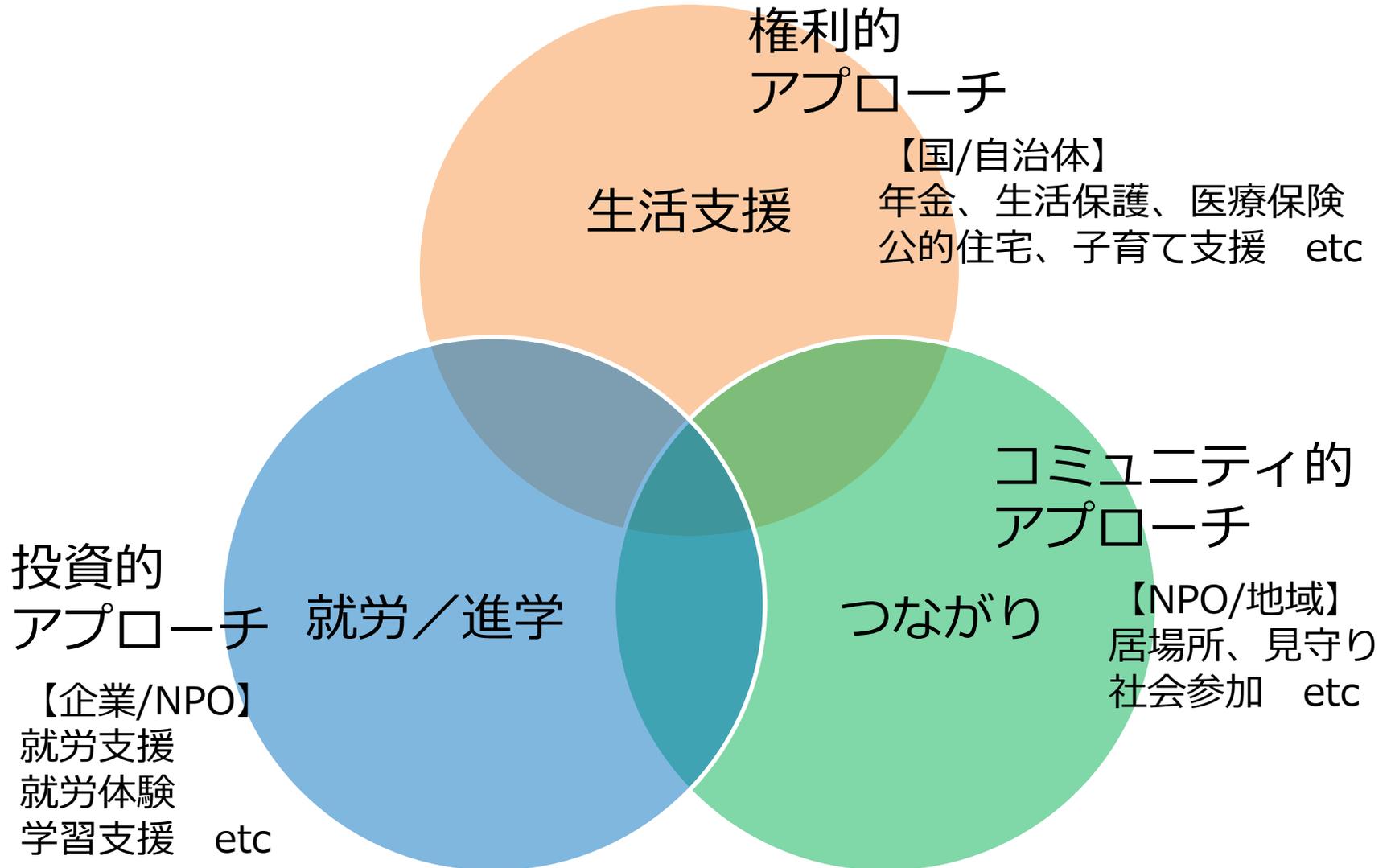
当事者の

- ・ 「能力開発」や「自助努力」を求める
- ・ 「管理」や「保護」で適応させる

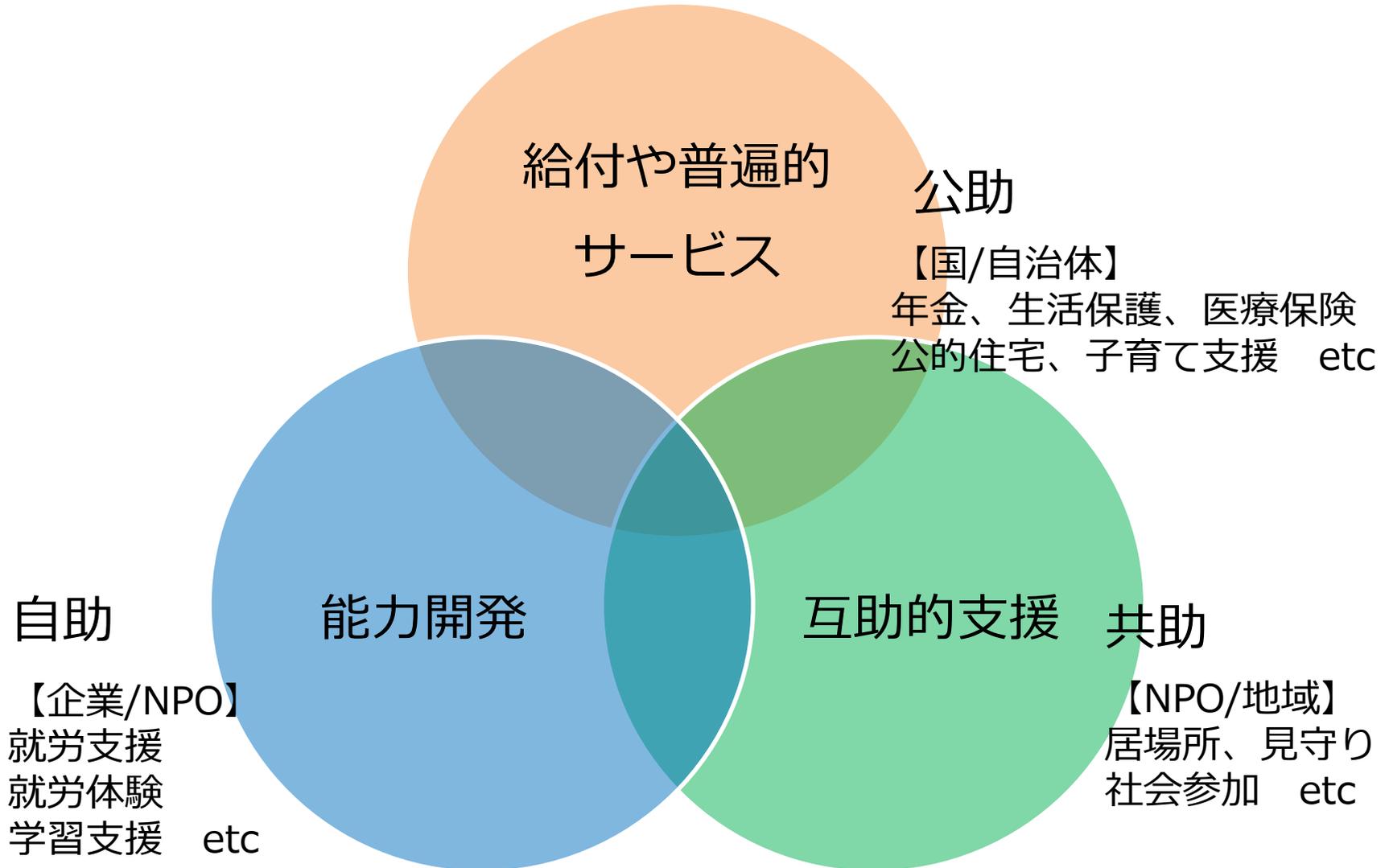
が支援ではないはず

当事者不在の支援と政策議論

支援のあり方は重層的なはずだが……



自助・共助・公助の組み合わせ……になってない



がんばれそうなのは「共助」だけなの？



もやい元事務局長 湯浅誠氏

「「自助」を強くしろといっても、生産年齢人口の減少と高齢化という問題を抱えている日本で、個人の収入があがり続けていくという状況は考えにくいですね。「若く、健康で、働き盛りの日本人」は今後、かなりの少数派になっていきますから。

「公助」についても、同じことが言えます。国も地方自治体の財政も火の車ですから、手厚い社会保障を前提とした北欧型福祉国家を目指すような体力もない。

結局のところ、頑張れそうなところは「共助」の部分なんです。」

「賢人論。」第85回（後編）

湯浅誠氏「これからの日本が頼りにすべきは「自助」でも「公助」でもなく「共助」の力です」

<https://www.minnanokaiga.com/news/special/makotoyuasa3/>

「共助」で生活困窮者を支えられる？

家族や地域、NPOに求めすぎじゃね？
財政制約を理由に公的責任を放棄するの？

当事者不在の支援と政策議論

では、改めて当事者の「参加」とは？